

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>当座勘定規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>②～④ 省略</p> <p>第2条～第3条 省略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>②～④ 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>③～⑥省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しましたまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、</p>	<p>当座勘定規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。【追加】</p> <p>②～④ 省略</p> <p>第2条～第3条 省略</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合は、当座勘定から支払います。【追加】</p> <p>②～④ 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。【追加】</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること【追加】を確認してください。</p> <p>③～⑥省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しましたまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、</p>

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。なお、<u>2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>②省略</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。なお、<u>2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p> <p>第20条～第30条 省略</p> <p style="text-align: right;">（2026年10月1日改定）</p>	<p>小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。【追加】</p> <p>②省略</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。【追加】</p> <p>② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p> <p>第20条～第30条 省略</p> <p style="text-align: right;">（2026年4月1日改定）</p>

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>普通預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)~(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>普通預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。【追加】 (2)~(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2023年1月1日改定)</p>
<p>無利息型普通預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)~(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>無利息型普通預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。【追加】 (2)~(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2023年1月1日改定)</p>

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>貯蓄預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)～(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>貯蓄預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。【追加】 (2)～(5)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>
<p>通帳式定期預金共通取引規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)～(5)省略</p> <p>4 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>通帳式定期預金共通取引規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. ～2. 省略</p> <p>3. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立の出来るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。【追加】 (2)～(5)省略</p> <p>4. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>自動継続扱い以外の定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>自動継続扱い以外の定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>【追加】</u> (2)省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日)</p>
<p>自動継続扱いの定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>自動継続扱いの定期預金共通規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>【追加】</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日改定)</p>

当座勘定規定および各種預金規定 新旧対照表

新	旧
<p>通知預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>通知預金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>【追加】</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日)</p>
<p>定期積金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年10月1日改定)</p>	<p>定期積金規定</p> <p style="text-align: right;">埼玉信用組合</p> <p>1. 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>【追加】</u> (2)省略</p> <p>3. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(2022年1月1日)</p>